

独立行政法人航海訓練所  
平成22年度業務実績評価調書

平成23年9月  
国土交通省独立行政法人評価委員会

平成22年度業務実績評価書：航海訓練所

業務運営評価（個別項目ごとの評価）

項目	評価	評定理由	意見 (A以外の場合記載)
<p>中期計画</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 組織運営の効率化の推進 船員教育のあり方全般の見直しに対応した適切な航海訓練体制の構築及び練習船5隻体制への移行等に対応した要員の縮減等を進めるとともに、船内組織と陸上組織を有効に連携・機能させ、より効率的な組織運営を行えるような体制を確立する。</p>	<p>平成22年度計画</p> <p>船員教育のあり方全般の見直しを反映した航海訓練の体制整備を進め、必要な対応に積極的に取り組む。 本事業年度の期間中（以下、「期間中」という。）に以下を実施する。</p> <p>① 練習船における業務について、教科参考資料の再編や教官の担当業務の見直しなど、引き続き業務遂行の最適化を推進し、組織運営の効率化を図る。</p> <p>② 学識経験者及び官労使の代表等を委員とする大成丸代船建造調査委員会（平成22年4月設置）を設置し、タービン練習船の内航用練習船への代替について、基本的な仕様を検討する。</p>	<p>船員教育のあり方検討会報告及び整理合理化計画を踏まえ、次のとおり組織運営の効率化を進めている。</p> <p>① 練習船における業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科参考資料の見直しを継続して行い、改訂により、航海訓練の標準化を進めるとともに訓練準備に要す時間を軽減している。</li> <li>・労務の実態調査を実施し、練習船の職員の業務分担の適正化を引き続き推進している。また、航海訓練に関する申し合わせ集等の事務文書の整理・合理化を行っている。</li> <li>・教官の指導力向上のため、職員研修の充実等の取組を行っている。</li> </ul> <p>② 内航用練習船の建造について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航海訓練所が事務局となり、「大成丸代船建造調査委員会」を設置し、内航用練習船の船型、大きさ、推進機関、一般配置図等の構想を定めている。</li> <li>・「タービン代替訓練技術検討委員会」の結果を踏まえ、タービン練習船「大成丸」の用途廃止後の機関士養成に必要な訓練内容について検討を行っている。</li> </ul>	<p>A</p>

<p>(2) 人材の活用の推進 航海訓練実施のため必要な役員を確保するとともに、大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運会社等の知見を活用して組織の一層の活性化を図るため、非公務員化を踏まえて交流目的を明確にした人事交流を活発に行う。具体的には期間中に220名程度の人事交流を実施する。</p>	<p>組織の一層の活性化を図るため、期間中、大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運会社等と44名程度の人事交流を実施する。</p>	<p>S</p>	<p>国土交通省、教育研究機関、地方公共団体、海運会社等との間で、目標を18名上回る62名の人事交流を行い、各機関との連携の円滑化などの活性化を図っている。</p> <p>外部機関との人事交流により、業務の活性化や円滑な実施を図るとともに、実習生に対し社船の運航形態・業務等を説明するなど知見の活用を図っている。</p>	<p>・目標を大きく上回る積極的な人事交流は高く評価できる。 ・海運会社からの派遣を得て、社船運航形態・業務等に関する実習生の知見を向上させるとともに、航海訓練指導力を増進させる機会を作り、相互に顕著な交流効果を上げたことは高く評価できる。</p>
<p>(3) 業務運営の効率化の推進 ① 一般管理費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を6%程度抑制する。 また、業務経費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制する。</p>	<p>① 一般管理費について、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に6%程度の抑制を図る。 また、業務経費について、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に2%程度の抑制を図る。</p>	<p>S</p>	<p>① 競争入札への移行による保険料の削減等の節減により、中期目標期間の初年度予算額に対して、一般管理費を約10% (6, 724千円) 抑制している。</p> <p>業務経費については、その6割を船舶の修繕費と燃料費が占める中、船舶の法定検査の一部を船内作業に振り替えた受検、練習船の減速運転等の効率的な運航等の節減により、同予算額に対し約9% (146, 939千円) 抑制している。</p>	<p>・競争入札等により一般管理費を10%抑制できたことは高く評価できる。 ・燃料価格の高騰に対して、減速運航等さまざまな工夫で、業務経費を9%抑制できたことは高く評価できる。</p>
<p>② 外航船員に求められる実践的な海事英語能力を高めるための訓練を効率的・効果的に実施し、その一環として同訓練の民間開放を推進する。</p>	<p>② 実践的海事英語訓練について、実行可能な訓練内容を民間に業務委託することにより、民間開放を継続して実施する。</p>	<p>A</p>	<p>② 海事英語訓練の一部を外部委託するとともに以下の取組により、同訓練を充実させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者との訓練プログラムの共同作成</li> <li>・通常訓練とネイティブ英語講師による英会話訓練を組み合わせ実施</li> <li>・海事英語試験による英語レベルの評価</li> <li>・教官の英会話能力の向上のため、同訓練へ教官が参加する取組</li> </ul> <p>内航用練習船建造に係る調査業務、広報活動の企画業務等について、外部からの知見を活用している。</p>	

<p>③ 船員教育のあり方全般の見直しに対応した航海訓練業務の効率化を推進する。</p>	<p>③ 船員教育のあり方に関する検討会報告等を反映し、以下について、業務運営の効率化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社船実習(民間船社の練習船による実習)の実施状況・実施計画を次年度以降の効率的な航海訓練の実施計画に反映させる。</li> <li>・遠洋航海等を希望しない者に対する航海訓練の実施については、船員教育機関の転学科の状況を配乗計画に反映する。</li> </ul>	<p>A</p>	<p>③ 業務運営の効率化推進を目的として、以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度の社船実習に進む実習生数の確定を受け、配乗員数の調整等により、平成22年度の配乗計画を見直している。</li> <li>・船員教育機関からの科別、学年別の受託数を踏まえ、関係法令に基づくとともに、カリキュラムが一部異なっても同じ海技資格の取得を目指す実習生を一つの練習船に配乗する等を考慮して次年度の受入計画を策定している。</li> <li>・業界からの新三級海技士養成の受入枠拡大の要望に 대응するため、海事行政、船員教育機関等と調整し、実施に向け検討している。</li> </ul>	
<p>2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 航海訓練の実施 独立行政法人航海訓練所法に基づき、対象となる学生、生徒等に対し、海運業界のニーズを反映した安全で質の高い航海訓練を実施する。</p> <p>* (昨年同様) 評価対象ではないので紙面の都合から記載省略</p>	<p>独立行政法人航海訓練所法(平成11年法律第213号)第11条第1号に基づき、対象となる学生、生徒等(以下「実習生」という。)に対し、海運業界のニーズを反映した安全で質の高い航海訓練を実施する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

<p>(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>三級海技士養成にあつては、日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理能力向上に向けた実務訓練</li> <li>・実践的コミュニケーション能力を重視した海事英語訓練</li> <li>・ヒューマンエレメント等を考慮した安全管理能力の付与</li> <li>・SOLAS条約、I SPSCコード、SMS等、安全・環境に係る国際的動向に対応した訓練</li> </ul>	<p>(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>三級海技士養成にあつては引き続き日本人海技者に求められている外国人船員指揮監督能力の強化及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、安全衛生水準向上に効果的なリスクアセスメントの概念導入を含め、更なる訓練内容の充実・強化を図る。</p> <p>2010年に予定されているSTCW条約の包括的改正等、国際条約の動向を注視し、訓練内容へのすみやかな反映を図る。</p> <p>実習訓練評価の標準化を図るため、標準試験問題の新たな問題の追加や内容の見直しによる拡充を図る。</p> <p>社船実習の実施状況を把握するための意見交換を継続実施し、訓練方法の改善を図る。</p>	<p>S</p>	<p>(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>外国人船員指揮監督能力及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力の強化を目的とし、以下の取組を実施している。</p> <p>① 海事英語訓練</p> <p>通常訓練では、出入港作業や当直業務等に英語のコミュニケーションを取り入れ、使える英語を目指した実践訓練を実施している。</p> <p>また、船舶運航に関する専門用語の学習、ロールプレイング等を併せて行い、訓練効果を上げている。</p> <p>外部に委託した訓練では、以下の取組により訓練の充実を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者との訓練プログラムの共同作成</li> <li>・海事英語試験による英語レベルの評価</li> <li>・同訓練に教官が参加することによる英会話能力の向上</li> </ul> <p>外部委託した訓練の初期と終期に海事英語試験を実施した結果、平均点が10.5%程度上昇している。</p> <p>② 船舶運航の安全管理に関する訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際安全管理（ISMコード）コードの規定事項の説明と航海訓練所の安全管理システム（SMS）の作業手順書等を活用した訓練を実施し管理業務を理解させている。</li> <li>・甲板機械操作または保守整備作業を題材としたリスクアセスメントの訓練を行うことにより、安全対策の重要性と災害防止のためのリスク管理を理解させている。</li> <li>・実務に即した作業の計画、実施、記録作成等をひとまとめとして実施することにより、作業リーダを中心とした役割分担によるチームワーキング等を含めメンテナンス実務を総合的に理解させている。</li> </ul> <p>③ 実習訓練評価の標準化を進めるため、標準試験問題に新たな問題を追加している。また、実習生の技能到達レベルを段階的に引き上げるため、評価リストによる訓練評価を推進している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常訓練と外部委託訓練の併用といった海事英語訓練のプログラムの工夫により、海事英語試験の平均点が10.5%上昇するなど、目に見える形での成果は評価できる。</li> <li>・海運会社との連携により、実務に必要なとされる英語の訓練を実施し、成果を上げている。</li> </ul>
---	---	----------	--	--

			<p>④ 社船実習の円滑な実施のため、外航海運会社の実務担当者との取組を行い、相互の連携を深めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・練習船視察会の開催と意見交換</li> <li>・産学官の委員から構成される「社船実習連絡協議会」への参画</li> </ul>	
<p>(b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>四級海技士養成にあつては、若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・即戦力化を目指した実務訓練</li> <li>・モーダルシフトを担う環境にやさしい大量輸送機関としての社会的な意義や役割に基づく船員としての職業意識及び責任感の付与</li> <li>・航海当直能力向上のための基礎技能訓練</li> <li>・「指差呼称」の徹底など安全確認の体得</li> </ul>	<p>(b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>四級海技士養成にあつては、若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目標とし、継続して訓練内容の充実・強化を図る。また、実習生が船員としての職業意識及び責任感を身に付けるよう指導の工夫を図る。</p> <p>内航用練習船の導入に係る内航船社をはじめとする関係者の意見を踏まえ、今後のあるべき内航船員養成訓練を明らかにし、そのための教材の充実及び実習方法の改善を図る。</p>	<p>A</p>	<p>(b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目的とし、内航船員養成に係る即戦力養成の要望に応えるため、以下の取組を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 乗船実習を通じて、船舶運航技術強化と環境保護に取り組んでいる。特に、乗船当初に廃棄物処理の指導に重点を置き、確実に身につけさせている。</li> <li>② 単独で航海当直、出入港時に単独で甲板機械またはポンプ等の補機器の操作等ができることを目標とする訓練を、実習生の知識・技能の習得状況に合わせて実施している。</li> <li>③ 内航船員としての仕事観を養うために、内航船の運航実態に関する視聴覚教材による演習、オイルタンカーの荷役作業に関する説明等を実施している。</li> <li>④ 保守整備実習の事前準備に力点を置き、取扱説明書等を使って作業の計画・工程を検討させている。また、作業リーダーを中心とした役割分担によるチームワーキングを指導している。</li> <li>⑤ 大成丸代船建造調査委員会の結果を踏まえ、実施可能な訓練から着手することにより、内航船員養成訓練を強化している。</li> </ol>	

<p>(c) 実習生の適正な配乗計画と受け入れ計画及び訓練の達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船員教育機関の養成定員、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績、更に各船員教育機関の養成定員の変更を踏まえて実習生の受入計画を立て、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。</li> <li>内航及び外航のニーズを反映した実習生の知識・技能到達レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。</li> </ul>	<p>(c) 実習生の適正な配乗計画と受入計画及び訓練の達成目標</p> <p>船員教育機関の養成定員の変更及び科別、学年別受入実績及び社船実習の実施実績を踏まえた実習生の受入計画を立案し、各船員教育機関の養成目的及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。</p> <p>内航及び外航のニーズを反映した実習生の知識・技能到達レベルの達成を図る。また、必要な知識・技能レベルに達しなかった実習生については、再指導等を徹底し、全員の訓練課程の修了を目指す。</p>	A	<p>(d) 実習生の適正な配乗計画と受入計画及び訓練の達成目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>船員教育機関からの科別、学年別の委託員数を踏まえ、関係法令の要件等に基づき次年度の受入計画を策定している。</li> <li>業界のニーズを反映しつつ、実習生全員の訓練課程の修了を目指し、以下の取組を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>実習生の知識・技能の訓練評価において、所定のレベルに達していない実習生に対し徹底したフォローアップ</li> <li>業界のニーズに対応した技能レベル等を確認するため、到達目標を設定した評価リストによる定量的な評価及びシミュレータ、実習装置等を活用した多様な訓練評価</li> <li>訓練及び船内生活等を通じて、責任感、積極性、協調性等の船員に求められる資質面の評価</li> <li>航海訓練の改善のため、CS*1分析やKPI*2を用いた検証</li> </ul> </li> </ol> <p>*1：Customer Satisfaction：顧客満足度 *2：Key Performance Indicator：重要業績評価指標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>心理的な不安のある実習生のために有資格者が中心となったカウンセリングの実施、インフルエンザ等の感染症の対策等により、修了率の維持に努めている。</li> <li>船員教育機関の学生、生徒等を対象とした乗船実習の事前説明会を14校にて実施している。</li> </ol> <p>これらにより、航海訓練課程全体での修了率は、99.7%であった。</p>	
<p>(d) 訓練機材の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多人数かつ養成課程の異なる実習生を一つの船で同時に訓練する状況において、実際の運航場面並びにその運航場面を事前及び事後に再現</li> </ul>	<p>(d) 訓練機材の整備</p> <p>第2期中期計画に基づき平成22年度に計画していた青雲丸のオンボード操船シミュレータの導入については、平成22年度予算による導入が</p>	A	<p>(d) 訓練機材の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>青雲丸搭載用のオンボード操船シミュレータの仕様書を作成し、次期中期目標期間中の整備を計画している。</li> </ol>	

<p>することを通じて、効果的・効率的に訓練を行うため、当所が開発したオンボードシミュレータ等の計画的な導入を図る。なお、オンボードシミュレータに関しては、インストラクターの養成とともに、民間からの人材の活用を検討することにより、訓練効果の向上を図る。</p> <p>・社会環境・科学技術・運航技術の進歩に合わせた航海訓練が実施可能となるよう、運航設備・訓練設備の更新整備を実施する。</p>	<p>見送られたため、その実現について改めて国土交通省と協議する。</p> <p>青雲丸を除く汽船練習船2隻に搭載されているオンボード操船シミュレータについて、これまでの運用方法を踏まえ、各訓練課程に応じて操船シミュレータを活用した訓練プログラムの充実を図る。</p> <p>これまでに養成したシミュレータ訓練のインストラクターとなる教官による研修を、シミュレータを搭載した練習船で実施し、より多くのインストラクター養成を推進するとともに、民間研修施設において研修を受けた者等の知見も活用し訓練効果の向上を図る。</p> <p>練習船に搭載している教材の整備を図るとともに、海事英語演習機材の導入を継続実施する。</p> <p>次期中期計画期間における教材及び訓練設備の整備計画を立案する。</p>		<p>② 限られた予算の中、資質基準システム（以下、「QSS」という。）に従って、計画的に視聴覚教材、英語教材等の各種訓練機材・教材を整備している。</p> <p>六級海技士（航海）養成訓練では、操船に関する訓練プログラム（実船訓練、机上演習及びシミュレータ訓練から構成される複合訓練）を活用している。</p> <p>また、三級・四級海技士養成用の訓練プログラムを新規に作成し実施している。</p> <p>さらに、海上交通安全法や操舵号令の基礎訓練等に操船シミュレータを活用している。</p> <p>③ 操船シミュレータ訓練のインストラクター養成を、海技教育機構に職員を派遣し行っている。また、同訓練に関する知見を有する職員を講師として、所内のインストラクター養成に努めるとともに、若手航海士の実務研修としても活用している。</p> <p>④ 内航船員養成に関する業界のニーズを踏まえ、内航用練習船の運航設備、訓練機材等の概念設計を行っている。</p>	
<p>(e) 意見交換会の開催</p> <p>・内航及び外航の初級船舶職員に要求される技術レベル及びその他のニーズを的確に把握するための意見交換会を年間15回程度開催するほか、海運業界が訓練現場を視察する機会を設けること等により、海運業界等との対話を積極的に行い、連携強化を図る。</p>	<p>(e) 意見交換会の開催</p> <p>内航・外航業界や船員教育機関の関係者との意見交換を15回程度開催する。</p> <p>また、海運業界等の関係者が訓練現場を視察する機会を設けるとともに、内航船員教育連絡会議、外航船員教育連絡会議に参画する。</p> <p>これらにより、各練習船における訓練の現状について情報発信をより積極的に行うとともに、業界のニーズを的確に把握することにより、関係者と</p>	<p>S</p>	<p>(e) 意見交換会の開催</p> <p>船員教育機関、海運業界等の関係者との意見交換会を40回、練習船の視察会を14回と目標回数を上回って開催し、業界のニーズを把握することに努めるとともに、関係者に実習生の現状について理解を深めさせている。</p> <p>「大成丸代船建造調査委員会」等を通じて、内航船員養成訓練、内航用練習船の基本構想及び仕様等について意見交換等を実施している。</p> <p>前述の意見交換等を通じて把握した業界のニ</p>	<p>・目標回数を大きく上回る意見交換会を積極的に開催し、関係者への理解を深める機会を提供したことは高く評価できる。</p> <p>・意見交換会により把握した、内航船員養成訓練、内航用練習船の基本構想及び仕様等についての業界ニーズを、具体的な航海訓練に反映させた点は高く評価できる。</p>



<p>(f) 実習生による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習生による訓練評価により、訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善する。</li> <li>・実習生の種類及び科並びに船種を選定したうえ、訓練期間の初期及び終期に行う上記訓練評価を、年間20回程度実施する。</li> </ul>	<p>の相互理解を深め、一層の連携強化を図る。</p> <p>(f) 実習生による評価</p> <p>訓練の実施に係る問題点を把握し、速やかに改善するため、実習生の種類及び科並びに船種を選定したうえ、訓練期間の初期及び終期に、アンケート調査方式での実習生による訓練評価を20回程度実施する。</p> <p>更に、これまで改善に努めてきた問題点について、その対応状況を整理し、それらのうち中長期的な対応が必要な課題については、それぞれについて分析を行い、分析結果を各教官に周知するほか、必要に応じて船員教育機関にも情報を提供して解決・改善に努める。</p>	<p>A</p>	<p>ズを、各船に具体的な訓練方法を示すなどにより航海訓練に反映できるようにしている。</p> <p>(f) 実習生による評価</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 実習生による訓練評価をアンケート方式で54回行い、設備の改善、訓練方法の変更等で速やかに対応するよう努めるとともに、これらの情報は、情報通信ネットワークを通じて役職員間で共有化を図っている。</li> <li>② 10年間継続してきた訓練評価を検証し、新たな訓練評価を平成23年度から導入するために、訓練全体の評価とともに、個別訓練の評価を盛り込んだ訓練評価を策定している。</li> </ol>	
<p>(g) 職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資質・能力の向上を図り、人材の適切な配置に資するため、職員の階層に応じた研修計画を策定し、もって組織としての能力向上を図る研修体制を構築する。また、航海訓練・研究活動の活性化を図るため、計画的に世界海事大学等の海外の教育研究機関に留学させることを推進する。</li> <li>・期間中に延べ500名以上に対し研修を実施する。</li> </ul>	<p>(g) 職員研修</p> <p>職員の職務別及び階層別に求められる能力に応じて立案した研修計画を、よりスキルアップ効果の高い体系的な研修計画に再構成のうえ試行し、職員の資質及び能力向上を図る。</p> <p>期間中に、延べ100名以上の職員に対し、内部研修及び外部への委託研修を実施するとともに、海事関連行政機関等から受け入れる研修員の知見を積極的に活用した船内研修を実施する。</p> <p>職員1名の世界海事大学への海外留学について、国土交通省等の協力を</p>	<p>A</p>	<p>(g) 職員研修</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 職務別・階層別に体系付けた職員研修プログラムに基づき、期間中に延べ268名（海技職及び教育職の職員232名、行政職36名）の職員研修を実施している。</li> <li>② 以下の取組により、職員研修の推進と内容の充実に努めている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師を招いた研修</li> <li>・外部研修を受講した職員を講師として他の職員に実施する研修</li> <li>・操船シミュレータ等の訓練機材を活用した実務研修</li> <li>・電気溶接や司ちゅう業務といった専門的技能を有する継続雇用制度の職員を講師とした技能研修</li> </ul> </li> </ol>	

	<p>得て継続実施する。</p>		<p>事務職員の研修は、国の研修制度を活用するとともに、練習船での乗船研修を行い、航海訓練の業務の理解と事務職業務への活用を図っている。</p> <p>安全管理に関するリスクアセスメント研修を前年度から継続して行っている。</p> <p>また、職員の昇任研修の機会に、66名に対してハラスメント、倫理・コンプライアンス等の教育を実施している。</p> <p>③ 平成21年2月から職員1名が世界海事大学に留学し、平成22年10月に学位を取得している。</p>	
--	------------------	--	---	--

<p>(h) 安全管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶安全運航管理システム及び船舶保安体制について、監査などを通じて定期的に見直しを行い、安全運航及び船舶保安を維持するとともに、海洋環境の保護を図る。</li> <li>自主的に導入した船舶安全運航管理システムについて、更に国際安全管理規則（ISMコード）認証を任意取得することで、同システムの透明性・客観性を確保するとともに、組織内の安全風土を確立し、緊急事態に係る演習を実施するなど、安全管理体制のより一層の充実と海難を含む事故防止の徹底を図る。</li> <li>ITの活用を含めた陸上からの船隊支援体制を以下のとおり強化する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 台風等対策支援チームの設置</li> <li>② 台風等に係る避泊地情報データベースの充実</li> <li>③ 船陸間情報通信ネットワークの強化</li> </ul> </li> <li>毎年新たな目標を定めて策定する健康保持増進計画に基づき、心身両面にわたる乗組員・実習生の健康保持増進活動を推進し、特にメンタルヘルスに関する相談・指導・助言体制を充実する。</li> </ul>	<p>(h) 安全管理の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>船舶安全運航管理システム（以下、「SMS」という。）並びに船舶保安体制について、内部監査や外部機関による審査等を通じて、PDCAサイクルによる上記システム・体制の維持・改善を図る。</li> <li>職員の安全に対する意識向上と、組織における安全風土の熟成を図るため、安全推進会議を2回程度開催する。</li> <li>SMSについて、前年度開催した安全推進会議での内部意見交換とそれを踏まえた活動実績に基づき、次の内容を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクアセスメントの方法を新たにSMSに組み込む。</li> <li>前年度飛躍的に活性化したヒヤリハット報告活動を引き続き推進するとともに、ヒヤリハット報告を始めとする不具合報告情報の有効活用について検討し、可能なものから実施を図る。</li> <li>安全管理システムに従い台風等対策支援チームを編成し、陸上から必要な支援を行う。</li> </ul> </li> <li>安全運航に係る視点を互いに広げるために締結した民間船社との協定を活用し、その会社の運航する船舶への乗船等を通じて得る知見を練習船での安全活動に反映する。</li> </ol>	<p>S</p>	<p>(h) 安全管理の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国際安全管理（ISMコード）コードに基づく安全管理システム（SMS）及び国際船舶保安規程（ISPSコード）に基づく船舶保安の体制の内部・外部審査を通じて、システムの維持・向上を図るとともに、それらを活用して練習船運航業務における報告・連絡手続き、作業手順等を徹底している。</li> <li>安全推進会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>理事長をはじめとする陸上役職員、並びに各船舶長・機関長、安全担当者等が出席する安全推進会議に、各船の職長・次長が出席し、安全推進のすそ野を広げるよう努めている。</li> <li>また、同会議では、ヒヤリハット報告の集計・分析に基づき、事故発生の可能性が高い船上作業に対する注意喚起を行う等、役員間での情報共有と安全管理の向上を図っている。</li> </ul> </li> <li>安全管理システム（SMS） <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度よりSMSにリスクアセスメントを導入し、重大な事故の可能性のある船上作業、ヒヤリハット事例等を取り上げて、リスクアセスメントを行うようSMSの作業手順書等を見直している。</li> <li>台風等対策支援チームを設置し、練習船に必要な情報提供をする等の支援を行っている。また、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波への対応として対策支援チームを設置し、練習船への支援及び関係機関との連絡調整を行った。</li> <li>東日本大震災の際には、政府の要請により、練習船「銀河丸」「海王丸」を派遣し、SMSに規定する緊急事態に準じて被災地支援対策本部を設置し、現地における練習船の救援活動を陸上組織が支援した。</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMSにリスクアセスメントを導入するなど、SMS及び船舶保安の体制における充実した取組は評価できる。</li> <li>安全管理システム及び国際船舶保安規定に基づく内部監査の実施、安全推進会議の開催による安全管理の推進は高く評価できる。</li> <li>東日本大震災において、安全管理システムにおける緊急事態に準じて、同システムに従って被災地支援対策本部を設置し、現地における練習船の救援活動を陸上組が支援し、効果・効率的な支援活動を行っている。</li> <li>船舶保安の体制を、PDCAサイクルの中で、内外の審査によって検証し、維持・改善を図るとともに、練習船運航業務の報告・連絡手続きの徹底や作業手順の遵守等の有効な指針として活用していることは高く評価できる。</li> </ul>
---	--	----------	--	---

	<p>⑤ 次の活動を含む健康保持増進計画を策定し、計画に基づく活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病及び依存症予防のための啓発活動を行うとともに、産業医から職員、実習生に対し健康維持に関するアドバイスをを行う等、健康保持に向けた活動を充実する。</li> <li>各種身体測定結果をデータベース化し、健康指導等に活用する。</li> <li>昇任研修及び訪船カウンセリング時の講習を通じて、パワーハラスメント等に関する教育を充実する。</li> <li>前年度において海陸一体となり、各船員教育機関と連携して行った新型インフルエンザへの対応の実績を踏まえ、船内への感染症防止対策を継続して実施する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対応能力強化週間（海王丸海難事故の日：10月20日から1週間）において、練習船と陸上組織が合同で緊急対応訓練を行っている。</li> </ul> <p>④ 安全推進会議の開催 内航海運会社と安全について意見交換を行い、その結果を練習船の運航や安全教育への活用するよう努めている。</p> <p>⑤ 健康保持増進実施計画を策定し実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期健康診断のデータベースを活用して、有所見者に対する健康指導や産業医・船医からの直接指導を行っている。</li> <li>産業カウンセラーによる、乗組員を対象とした研修、個別カウンセリング等を実施している。また、職員の産業カウンセラー研修の受講を継続して実施し、心理的不安を抱える実習生・職員に対し、有資格者が中心となった心理相談等の体制を整備している。</li> <li>熱中症や新型インフルエンザ等を含む感染症に関し、対応マニュアルの適切な運用と安全衛生教育を実施するとともに、船員教育機関との情報交換、乗船前の問診等を含め未然に防ぐ対策を講じている。職員のインフルエンザ感染予防には、予防接種を奨励している。</li> </ul>	
--	--	--	--	--

<p>(i) 自己点検・評価体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己点検・評価の質の向上を図るため、その体制の改善を図る。</li> <li>訓練による実習生の知識・技能到達レベルを明確にするなど、訓練内容の透明性を高めるとともに、新たに導入された国際基準による訓練体制全般の評価システムを活用して訓練の質の一層の向上を図る。</li> </ul>	<p>(i) 自己点検・評価体制の確立</p> <p>航海訓練に関する自己点検・評価体制を適確に維持するため、教育査察及び資質基準システム(QSS)内部監査を計画的に実施する。</p> <p>また、PDCAサイクルによりシステムを維持・改善し、それを活用することにより、訓練の質の一層の向上を図る。</p>	<p>A</p>	<p>(i) 自己点検・評価体制の確立</p> <p>年間計画に基づき、練習船に対する教育査察及びQSSによる内部監査を実施している。</p> <p>教育査察では、理事長が練習船を査察し、航海訓練の計画、実施状況等の点検・評価を行い、航海訓練の質の維持・向上を図っている。</p> <p>QSSによる内部監査により、航海訓練の不適合を是正している。また、長期的な視点で解決すべき事項には継続して取り組んでいる。</p> <p>マネジメントレビュー(訓練の質の維持・改善のため船内生活環境も含めた全般の見直し)により、各種評価結果から年度毎に取り組む重点事項を決定する等、PDCAサイクルに基づいて航海訓練の継続的な維持・改善を図っている。</p> <p>QSS運用マニュアルを見直し、文書管理及び航海訓練に対する要求事項の整理、並びにQSS上の教育査察の位置付けを明確化している。</p>	
<p>(2) 研究の実施</p> <p>独立行政法人航海訓練所法第11条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。</p> <p>研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえ、グループ研究体制の強化・充実を図りつつ、共同研究と併せ船員教育訓練及び船舶運航技術に関する研究活動を重点的に実施し、研究成果を航海訓練に活用する。</p> <p>* (昨年同様) 評価対象ではないので紙面の都合から記載省略</p>	<p>独立行政法人航海訓練所法第11条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。</p> <p>研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえ、グループ研究体制の強化・充実を図りつつ、共同研究と併せ船員教育訓練及び船舶運航技術に関する研究活動を重点的に実施し、研究成果を航海訓練に活用する。</p> <p>以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

<p>(a) 研究件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究件数に関し、期間中30件程度の独自研究、25件程度の共同研究を実施する。</li> </ul>	<p>(a) 研究件数</p> <p>期間中、新規項目及び継続項目を合わせて、独自研究については18件(新規3件、継続15件)程度、共同研究については15件(新規3件、継続12件)程度を実施する。</p>	<p>A</p>	<p>(a) 研究件数</p> <p>独自研究6件、共同研究4件を新たに承認している。</p> <p>【平成22年度研究件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独自研究20件(新規6件、継続14件)</li> <li>共同研究18件(新規4件、継続14件)</li> </ul>	
<p>(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究活動の質的向上及び研究テーマの適正な選択に向けて、評価体制を充実するとともに、外部研究機関等との研究交流を拡大する。</li> <li>各研究成果の指標化を図る。</li> </ul>	<p>(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化</p> <p>研究活動を活性化させるため、グループ研究体制の確認・見直しを継続して行う。また、幅広く外部研究機関との連携を促進する。</p> <p>次に掲げるテーマに関する研究を引き続き推進するとともに、その実績と船員研究分野の動向を調査し、次期中期計画期間における重点研究の方向性について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヒューマンエレメント(オンボード操船シミュレータの活用)</li> <li>地球環境保全・資質教育(心理学的見地を含めた資質教育の検証)</li> <li>練習船乗組員の安全衛生(健康管理)</li> </ul> <p>研究活動の活性化に向け、研究の評価を行うための明確な基準を設け、各研究成果の指標化を図る。</p>	<p>A</p>	<p>(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化</p> <p>研究項目ごとに作成する研究計画書、研究報告書、評価申告票を一本化し、研究グループの活動を確認する作業の簡素化を図っている。</p> <p>船舶運航の安全、海技の伝承等の共同研究では、4件の新たな協定を締結している。また、重点研究については、新規6件、継続8件の研究活動を実施している。</p> <p>研究成果の評価指標により、研究内容・活動状況の年度評価を実施、結果に基づき、研究グループに対し、研究強化の指摘、研究促進の助成を行う等の研究活動の活性化を図っている。</p> <p>また、安全管理教育に関する研究、シミュレータ訓練と実船訓練等を組み合わせて行う複合訓練の研究成果が、航海訓練に反映されていることが確認されている。</p>	

<p>(3) 社会に対する成果の普及・活用促進（付帯業務の実施）          独立行政法人航海訓練所法第11条第3号に基づき、船員教育訓練及び船舶運航関係の知識・技術及び研究成果に関し普及・活用を図る。          組織の特徴を活用し、一般国民に対する海事思想の普及業務及び広報活動を推進する。</p>	<p>独立行政法人航海訓練所法第11条第3号に基づき、次の付帯業務の実施を図る。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>(a) 技術移転の推進に関する業務</p> <p>① 国土交通政策と連携するため、海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等から、期間中に15機関程度、合計300名程度の研修員を受け入れ、希望に応じた内容の実施に努めるとともに、IMOやILOの動向を踏まえた新たな研修を積極的に受け入れる。</p> <p>② 海外の政府機関等の要請に応じ、期間中に5名程度の船員教育専門家を派遣する。</p> <p>③ 関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、期間中に延べ95名程度職員を派遣する。</p> <p>④ 国際交流を拡充する。期間中に6件程度の国際会議へ参画するとともに、外国の船員教育機関との交流を図り、国際的連携を深める。</p>	<p>(a) 技術移転等の推進に関する業務</p> <p>① 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、10機関程度から、合計60名程度の研修員を受け入れ、希望に応じた内容の技術移転等の実施に努める。</p> <p>② アジア人船員国際共同養成プロジェクトや承認船員制度など国の施策に協力するとともに、国外の政府機関及び海事関連機関等の要請に応じ、職員を派遣する。</p> <p>③ 関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、延べ19名程度職員を派遣する。</p> <p>④ 技術移転等を推進するため1件程度の国際会議等に参画するとともに、世界海事大学(WMU)留学経験者の人的ネットワークや練習船の海外寄港地等での交流などを通じて国際的連携を強化する。</p>	<p>S</p>	<p>(a) 技術移転等の推進に関する業務</p> <p>① 海事関連行政機関及び船員教育機関等からの要請により、18機関から197名（目標値の3倍以上）の研修員を受け入れ、運航実務研修を実施している。</p> <p>国土交通省の新たな補助事業である開発途上国船員養成事業船員教育者乗船研修では、フィリピンから2名の研修員を受け入れている。          また、インドネシア等3カ国から8名の船員教育関係者を受け入れた乗船研修を実施している。</p> <p>② 外国の政府機関、業界等からの要望を踏まえ、国際技術協力のため、以下の延べ18名の職員を派遣している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海技資格の承認制度に係る無線講習のための講師派遣（フィリピン、インド、ブルガリアに、計8回、延べ12名）</li> <li>アジア人船員国際共同養成プロジェクトのアドバイザー派遣（フィリピンに計3回、延べ6名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通政策と連携して、研修員の受入れ人数が目標値を3倍以上上回っている点や諸外国などの国際技術協力のための職員派遣は、積極的に技術移転を推進するものと評価できる。</li> <li>開発途上国から研修員を受け入れることは、将来の事業拡大の可能性から、優れた取組として評価できる。</li> </ul>

<p>(b) 研究成果等海事に係る知見の普及・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究活動に関してその成果を定期的に刊行物として公開する。</li> <li>研究成果の活用を推進するため、ホームページに各研究成果の概要を掲載する。</li> <li>研究成果の積極的な情報開示に努め、船員教育機関が取り組むべき新たな教育訓練の方法を広く提言する。また、船舶の安全運航、海洋環境対策等の船舶運航技術に関して練習船で取り組むことが可能な研究は、積極的に外部研究機関等と連携し、実船による諸データ及びその解析結果等を広く提供する。</li> <li>30件程度の論文発表並びに30件程度の学会発表を行う。また、必要に応じて特許の出願を図る。</li> </ul>	<p>(b) 研究成果等海事に係る知見の普及・活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究活動に関してその成果を、研究発表会や定期刊行物（調査研究時報及び調査研究諸報）として公表する。</li> <li>研究発表会のあり方を引き続き見直し、一般からより多くの参加が得られるよう、その実施形態と事前の周知方法を改善する。</li> <li>研究成果の活用を推進するため、航海訓練所のホームページに各研究成果の概要を掲載する。</li> <li>船舶の運航技術、大気汚染を含む海洋環境保護対策に関する研究について、積極的に外部研究機関と連携し、諸データ及びその解析結果等を広く提供する。</li> <li>研究終了項目及び継続項目から6件程度の論文発表並びに6件程度の学会発表を行う。また、必要に応じて特許等の出願を図る。</li> </ul> <p>研究成果等海事に係る知見の普及・活用状況について、確認・整理し、今後の研究成果の活用の促進を図る。</p>	<p>A</p>	<p>(b) 研究成果等海事に係る知見の普及・活用推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>研究成果普のため、調査研究時報を2編発行し、所内及び所外関係機関に配布している。</li> <li>研究発表会を9月期に開催し、前年度の研究成果を早期に発表することに努めるとともに、来訪者等の参加促進を図っている。 また、STCW条約またはILO海事労働条約の改正・発効に関する「特別講演会」を同発表会と合わせて開催し、条約批准国が取り組むべき事項と国内法令整備に関する提言を行っている。</li> <li>研究成果の概要を示す「平成21年度研究報告」及び「平成22年度研究計画」をホームページに掲載している。</li> <li>環境保護分野の共同研究において、3機関と大気環境改善に関するデータをはじめとする諸データを共有している。</li> <li>7件の論文発表及び10件の学会発表を行っている。</li> </ol>	
--	---	----------	---	--



<p>(c) 海事思想普及等に関する業務</p> <p>国民の海への関心を高め、海上輸送の重要性や航海訓練を含めた船員教育の意義・役割への理解を深めるといった観点から、当所が担うべき海事思想の普及等に関する業務の改善方策を検討し、海運業界や他の船員教育機関との連携を含め、より積極的に海事思想の普及、広報の実施を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や地方自治体主催の各種イベント等に、集客力の高い練習船を活用して積極的に参加し、地域と連携して海事思想の普及を図ることとし、一般公開及び練習船見学会を年45回程度実施する。</li> <li>・練習船機能を活かした、青少年の体験航海を実施する。</li> <li>・マスメディア、インターネット、広報誌等を活用し、業務成果を広く一般に発信する。</li> </ul>	<p>(c) 海事思想普及等に関する業務</p> <p>交通政策審議会海事分科会の答申（平成19年12月）を受けて、青少年が海に親しみ、海への関心を高める機会を提供する。</p> <p>また、海事産業の次世代人材確保育成のため、海事・港湾関係機関、海運業界及び他の船員教育機関との連携を深めた取組について、一層の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海フェスタ等の海事関係イベントに参加するとともに、寄港地において練習船や当所、及び航海訓練に関する広報活動を行う。</li> <li>・特に2010年は、威臨丸のサンフランシスコ寄港150周年記念行事へ海王丸が参加する機会を捉えて、船員教育の歴史はもとより、広く国民の海に関する関心を高めるための情報発信に努める。</li> <li>・練習船の寄港地における一般公開を25回程度実施する。</li> <li>・練習船の寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会を20回程度実施する。実施にあたっては、近隣の船員教育機関との連携を図る。</li> <li>・訪問型海事思想普及活動を推進する。</li> <li>・練習船を活用した体験型イベントを実施する。</li> <li>・海王丸において青少年等の体験航海を実施する。</li> <li>・若年層にアピールするコンテンツの開発や、海事関係機関との相互リンクなど、インターネット上での活動に力</li> </ul>	<p>S</p>	<p>(c) 海事思想普及等に関する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 海事広報活動推進のため、寄港地において15回の海事関係イベントに参加。練習船の一般公開等を26回実施し、97,594名が見学に訪れている。それらの機会に関係機関の協力を得て、航海訓練所及び船員教育機関等のパンフレット等(合計約140,000部)を配布している。</li> <li>② シップスクール(訪問型海事広報活動等)及び海事関連機関や地方自治体と連携した練習船見学会を、参加者の希望等に合わせ実施している。また、国立科学博物館のイベント「サイエンススクエア」では、小学生を対象とした「帆船工作教室」「手作り帆船レース」を実施している。</li> <li>③ シップスクールや練習船見学会では、参加者が船の運航、仕事等に親しむ体験型イベントを企画し、操船シミュレータによる操船体験、帆船における操帆作業体験、ロープワーク、椰子すり体験、主機関の運転操作体験等を取り入れ、プログラムの充実を図っている。また、児童・生徒や青少年層を対象としたセイルドリルの船上見学を4回実施している。</li> <li>④ 海王丸において青少年等の体験航海を8回(参加者101名)、海洋教室を3回(参加者141名)実施している。</li> <li>⑤ ホームページでは航海訓練業務の新着情報を</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海事関係のイベント参加、一般公開等の実施による多数の見学者の来訪、シップスクール開催といった各種広報活動を通じ10万名を越える一般市民を集めたことは、海事思想の普及について、積極的に業務推進をしたと言えます高く評価できる。</li> </ul>
--	---	----------	---	--

	<p>を入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当所の情報や業務成果を、マスメディア、ホームページ、広報紙、航海訓練レポート（年度実績報告）、パンフレット、研究報告書及び研究発表会等を通じ積極的に広報することで更なる情報発信を行う。</li> </ul> <p>海事思想普及のためホームページにおける海事思想普及関連ページの充実等を行い、アクセス数増加を図るとともに、安定性を増加させるためWebサーバを更新する。</p>		<p>106件掲載し、一般公開等の海事広報活動、練習船での実習生の訓練や生活を紹介する記事を含め、業務計画、業務実績等の情報を随時更新している。</p> <p>海事イベントに広報ブースを5回出展した他、次の広報を行い情報発信に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレスリリース（咸臨丸サンフランシスコ寄港150周年記念行事 他7件）</li> <li>・発行物等（「ようこそ練習船へ！」60,000部等）</li> </ul> <p>⑥ NHK大河ドラマ「龍馬伝」に撮影協力（出演、技術指導）を行った。</p> <p>⑦ 「広報に関する意見交換会」を開催し、組織の広報活動に関する現状、効果等について意見交換を行なっている。また、「広報推進チーム」を新設し、組織の広報及び海事広報の活動に関する方針策定、改善等のための仕組み作りを行っている。</p>	
	<p>(4) 業務全般に関する項目</p> <p>内部統制の維持・充実や透明性の確保等、今後の独立行政法人に係わる法整備等を見据え、引き続き内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備を推進するとともに、研修等の機会を通じ、コンプライアンスや内部統制に係る当所の取組等の周知徹底を図る。</p> <p>また、契約監視委員会を活用し、契約状況の点検・見直しを行う。</p> <p>既に実施している次の項目については、より積極的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育訓練業務、研究業務等を自ら評価し、次年度に反映させるた</li> </ul>	<p style="text-align: center;">A</p>	<p>内部統制・ガバナンスの強化に向けて、以下の取組を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 契約監視委員会を開催し、契約等の監視機能を強化している。</li> <li>② 自己点検・評価体制を構成するQSS、SMS等の監査・調査の仕組みに、全職員が参加し適正に実行するとともに、中期計画等に基づく業務実績のモニタリングを確実に実施している。</li> <li>③ 内部評価委員会の下部組織として「業務推進・活性化委員会」を新設し、各部署の業務に関するクロスチェックを行っている。また、業務実績のモニタリングから抽出した業務遂行上の不具合事項のリスク低減措置を含む対応について検討を行い、業務の改善を推進している。これらの取組は、内部評価委員会の外部委員から、業務を推進するための良い取組として評価を得ている。</li> </ol>	

	<p>め、内部評価委員会を積極的に活用するとともに、同委員会の機能の充実・強化について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。</li> </ul>	前ページに記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 内部評価委員会3回と「業務推進・活性化委員会」を2回開催し、外部委員から、業務実績、関係機関との連携強化等に関する助言や指摘を受け、業務の改善、中期計画等の策定に反映している。</li> <li>⑤ 理事長が練習船に対して行う「教育査察」では、航海訓練の業務を点検・評価するとともに、意見交換を通じて、業務に関する改善提案等を受けることに取り組んでいる。</li> <li>⑥ 監事監査では、組織の内部統制に係る取組が適正に推進されている旨の評価を得ている。</li> <li>⑦ 職員の倫理・コンプライアンス教育のため、関連規程等を基にした「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、職員研修に活用している。また、機会を捉えて全職員への周知を図っている。</li> <li>⑧ 練習船と陸上組織を繋ぐ情報通信ネットワークの活用により、役職員が必要な情報を容易に入手し共有することができるシステム構築を推進している。</li> </ul>	
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自己収入の確保</p> <p>組織の業務範囲において、自己収入の確保を図る。 具体的には、新たに海技士身体検査証明書の発行費用等の徴収を図ることとする。</p>	<p>(1) 自己収入の確保</p> <p>行政刷新会議の事業仕分け（平成21年11月実施）結果を踏まえ、以下により自己収入の確保を図るとともに、新たな自己収入確保の方策について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科参考資料の実習生頒布価格について見直しを行う。</li> <li>・海技士身体検査証明書等の発行費用及び乗船実習証明書の再発行手数料、運航実務研修に係る研修費を収受する。</li> <li>・船員教育機関等と、訓練委託に係る受託料の見直しについて協議を継続する。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科参考資料の内容の見直しに伴い、実習生頒布価格の引き上げを実施している。</li> <li>・海技士身体検査証明書の発行費用、乗船実習証明書再発行手数料、運航実務研修に係る研修費、講師派遣料の収受を行っている。</li> <li>・社船実習制度において、海運会社から本制度に応じた費用の収受を行っている。</li> <li>・船員教育機関等からの訓練委託に係る受託料は、関連機関と協議を行った結果、単価引き上げに合意し、訓練委託費（平成21年度 5,000円/人・月→平成22年度 6,000円/人・月）の収受を行っている。</li> </ul> <p>これらによる平成22年度の自己収入実績は150,529千円であった。（対前年度48,803千円の増）</p>	

<p>(2) 予算、収支計画及び資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算</li> <li>・ 収支計画</li> <li>・ 資金計画</li> </ul>	<p>(2) 期間中の予算計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度計画参照</li> <li>・ 年度計画参照</li> <li>・ 年度計画参照</li> </ul> <p>[人件費の見積り]          年度中総額3,494百万円を支出する。          但し、上記の額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>	A	<p>予算は、計画に従い適正に執行されており、監事による業務監査、会計監査が適切に実施され、関係規定に基づき適切に執行されている。</p>	
<p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>予見し難い事故等の事由により、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,200百万円とする。</p>	<p>予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,200百万円とする。</p>	—	<p>※ 平成22年度該当なし。</p>	
<p>5. 重要財産の処分計画</p> <p>なし</p>	<p>なし</p>	—	<p>独立行政法人通則法の一部改正により、北斗丸、旧銀河丸にかかる売却代金の国庫納付を行っている。          国庫納付額 114,450千円</p>	
<p>6. 剰余金の使途</p> <p>期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備・訓練機材等の整備、安全管理の推進、研究調査費に充てる。</p>	<p>期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備・訓練機材等の整備、安全管理の推進、研究調査費に充てる。</p>	A	<p>今期における剰余金120百万円は、独立行政法人通則法第44条第1項の積立金として適切に処理している。</p>	

<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備に関する計画</p> <p>組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。</p> <p>① 東京港晴海棧橋の老朽化に対する安全確保のための改修工事を行う。</p> <p>② 効果的な訓練機材の配備充実を図る。</p> <p>③ 省エネルギー化・低炭素社会の実現を図るため、東京港有明専用棧橋に船舶陸上電力供給施設の設置工事を行う。</p>	<p>(1) 施設・設備の整備</p> <p>(a) 学識経験者及び官労使の代表等を委員とする大成丸建造調査委員会（平成22年4月設置）を設置し、具体的な内航用練習船導入のための主要目を作成し、23年度予算要求を行い、詳細な仕様の作成を開始する。</p> <p>(b) 青雲丸へのオンボード操船シミュレータの導入に向け仕様を検討する。</p>	<p>S</p>	<p>① コンサルティング会社に「練習船建造計画(案)策定に関する企画支援業務等」を依頼、内航用練習船建造の概念設計を作成し、「大成丸代船建造調査委員会」の最終とりまとめに活用している。</p> <p>② 内航用練習船の建造費に係る予算要求を行い、政府の「元気な日本復活特別枠」によるパブリックコメントを経て予算化されている。</p> <p>③ 青雲丸搭載用のオンボード操船シミュレータの仕様書を作成し、次期中期計画の期間内に整備することを盛り込んでいる。</p>	<p>・内航用練習船建造の概念設計を作成し、内航用練習船の建造費に係る予算要求を行い、政府のパブリックコメントを経て予算化されるなど、施設・設備の整備に関して、計画実現に向けて着実に前進しつつある点を評価する。</p>
<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費（退職手当等を除く。）について5%以上の削減を行う。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。</p>	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費（退職手当等を除く。）について5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。</p>	<p>A</p>	<p>① 中期計画に掲げる人件費5%以上の削減は平成18年度に達成している。</p> <p>② 役職員の給与体系は、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう定められており、引き続き、国の対応を基本として給与体系の見直しを進めている。</p> <p>③ 国家公務員の給与及び手当に係る関係法令等の改正に伴い、役職員報酬規程の変更を行なっている。</p> <p>④ 高年齢者の雇用確保及び高度な技術経験の活用の観点から、国の再任用制度等を勘案して平成21年1月から継続雇用制度を導入し、平成22年度は4名の継続雇用を行っている。</p>	



- <記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。
- SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
  - S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
  - A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
  - B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
  - C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。
- ・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。
  - ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

## 総合的な評価

### 業務運営評価（実施状況全体）

評価の分布状況（項目数合計：25項目）

（25項目）

SS	0項目	
S	8項目	
A	17項目	
B	0項目	
C	0項目	

## 総合評価

#### （法人の業務の実績）

- ・業務面については、PDCAサイクルに基づく独立行政法人組織と機能の改善に向けた取組により、実績が継続的に維持されている。
- ・積極的な人事交流による目標値達成と、海運会社から12名の教官の派遣を得て社船運航形態・業務等に関する実習生の知見を向上させたことは高く評価できる。
- ・船舶燃料油価格の高騰が続く中で、減速運航によって、中期目標期間の初年度予算額に対して業務費9%減を達成したことは特筆できる。
- ・着実な航海教育訓練を実施しており、しかも海運業界のニーズを常に把握しようとしている点を評価する。
- ・三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直しについては、海事英語訓練の実施により、海事英語試験の平均点を10.5%程度上昇させるなど顕著な成果を上げており高く評価できる。
- ・四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直しについては、大成丸代船建造調査委員会の結果を踏まえ、実施可能な訓練から着手して積極的に対応しており、高く評価することができる。
- ・実習生の適正な配乗計画と受入れ計画及び訓練の達成目標については、実習生の航海訓練改善のためにCS分析やKPIを用いて有効性を検証したことは積極的に評価できる。
- ・安全管理システムと船舶保安の体制を、練習船運航業務の報告・連絡手続きの徹底や作業手順の遵守等の有効な指針として活用しており、安全管理を推進していることは評価できる。また、このシステムは東日本大震災における練習船の救援活動でも活かされるなど、実践的応用力も高い。
- ・海事思想の普及については、練習船の一般公開を柱に数多くのイベントを実施していることは高く評価できる。

#### （課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・業務経費等の削減を強く押し進める点は評価できるが、そのことによって実際の航海訓練時間が短くなり、船員教育の非効率化につながると思われる。このことは、教育サービスの質の維持に関わる問題であるので、その点の改善に強く取り組んでいただきたい。
- ・業務経費の燃料費については、練習船の減速運航以外の手段や方法によって軽減を図るべきであると考えます。
- ・研究成果など海事に係る知見の普及・活用推進について、より効果的な促進にむけて論文における査読の有無についても掲載されたい。

#### （その他）

- ・海事思想の普及には、さらなる多様な取組を期待する。
- ・東日本大震災の被災地に練習船を派遣し救援活動を行ったことは、当法人のPRに多大な効果があったであろうし、また、海運業界のステータスの高揚にも繋がるものであり、今後も機会があれば積極的に同様の活動を期待する。

<p>総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階) A</p>	<p>(評定理由) 評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>
--	--



平成22年度業務実績評価調書 別紙 航海訓練所

総務省政独委「平成21年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

独法名 航海訓練所	実績	評価	意見（評価がA以外の場合に記入）
<p>○政府方針等</p> <p>①「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「22年度中に実施」又は「22年度から実施」とされている「講ずべき措置」の取組状況</p> <p>②①以外の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に掲げられている「講ずべき措置」について22年度に実施した取組がある場合、その内容</p>	<p>① 講ずべき措置（自己収入の拡大）として、教科参考資料の船員教育機関の学生・生徒等への頒布価格の引き上げ・販売、その他教育関係者の希望により市販を行っている。</p> <p>【教科参考資料の市販等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生・生徒等への販売価格を平成21年度に比較して60%程度引き上げている。</li> <li>・購入希望のある教育機関、海運会社等に販売している。</li> </ul>	A	
	<p>② 講ずべき措置（受益者負担の拡大）として、海運会社等からの寄附講座、図書の寄贈を受けている。</p> <p>講ずべき措置（船員養成の効果的・効率的実施）として、定期的な連絡会議の開催、座学と練習船実習の間で一貫性のある教育訓練の実施に関する検討とその実施、人事交流等を行っている。</p>		
<p>○財務状況</p> <p>①法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性(当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか)</p> <p>②運営費交付金が未執行となった場合、その理由及び業務運営との関係(業務運営に影響を及ぼしていないか等)</p>	<p>① 該当なし</p>	A	
	<p>② 運営費交付金の未執行額は、国に準拠した給与の減額改定による人件費等の執行残によるものであり、業務運営に影響を及ぼしていない。</p>		

<p>○保有資産の管理・運用等 政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において指摘がなされた施設等について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」で示された廃止、国庫納付、共用化等の方針に沿った法人における取組(鉄道・運輸機構、水資源機構・職員宿舎、国際観光振興機構・海外事務所)</p>	<p>該当なし</p>	<p>-</p>	
<p>○人件費管理 ①法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。  ②国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。  ③国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況。  ④総人件費改革についての取組の状況(併せて、給与水準又はラスパイレス指数が上昇している場合には、その理由)  ⑤「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容(i)法人の互助組織への支出の廃止、ii)食事補助の支出の廃止、iii)国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止)が守られているか。</p>	<p>① 法人の給与水準は、国家公務員に準じている。  ② 調査対象人員が18人と少なく、その大半が国との交流職員であり、異動のタイミング等による給与変動が对国家公務員の指数に大きな影響を与える特徴があることから、今後も对国家公務員の指数については、高低が生じるものと考えられるため、国との人事交流の機会等において、引き続き人選の配慮を求めるなどの努力を行うこととしている。(平成22年度ラスパイレス指数103.9)  ③ 国の財政支出割合は大きい、累積欠損はなく、給与水準は、国家公務員に準じている。  ④ 中期計画に掲げる人件費5%以上の削減については、定年退職後の不補充及び人事異動に伴う新陳代謝により平成18年度に達成している。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めている。(平成22年度ラスパイレス指数は、103.9であった。本調査の対象が18人と少数であり、1人の給与変動が全体の指数に大きな影響を与える特徴がある中、今年度は対象職員に管理職員2人が加わったことで給与水準を上回ったことに起因している。)  ⑤ 互助組織及び食事補助に係る支出並びにその他国や他法人で支出されていないものと同様の支出は行っていない。</p>	<p>A</p>	

<p>○契約</p> <p>①随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)の達成状況</p> <p>②随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がないか。</p> <p>③1者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか。</p> <p>(注)契約監視委員会における審議を踏まえて評価して差し支えない。</p>	<p>① 随意契約見直し計画における20年度の実績は8件となっており、見直し後の目標は5件となっている。                  随意契約は5件であり、目標は達成している。                  22年度について、競争性のない随意契約5件の内訳は、契約の性質又は目的が競争を許さない案件が2件、緊急の必要により競争に付することができなかった案件が3件となっており、そのうち1件は東日本大震災において政府要請の関係から発生した案件となっている。</p>	<p>A</p>	
	<p>② 該当なし</p>		
	<p>③ 21年度の1者応札は、88件中21件で23.9%、22年度の1者応札は、85件中20件で23.5%となっており、前年度よりも公告期間や仕様等を見直した結果、1者応札の割合(件数)は減少している。</p>		

<p>○内部統制 ①法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。</p>	<p>① 練習船運航または教育訓練等の監査・調査の仕組み、中期計画・年度計画等に基づく業務実績のモニタリング等の定期的な実施により、業務に関する情報を把握している。 中期計画、組織のミッション等の役職員に対する周知徹底は、週単位で開催される所議及び理事会、並びに練習船と陸上組織の職員が会する会議（年間3回）で行うとともに、情報通信ネットワークの活用により電子掲示板から容易に情報入手できるような体制を整えている。 また、法人の長が練習船を訪問して行う教育査察は、航海訓練の計画、実施等に関する点検・評価を行うとともに、職員への情報提供と意見交換等の機会を設けている。</p>		
<p>②法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出しを行い、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。</p>	<p>② SMS(安全管理システム)・QSS(資質基準制度)等における監査・調査の結果、不具合事項等の報告の仕組み等により、リスク・不具合事項等の抽出を行い、それらのシステムが有する改善の仕組みによる業務の改善に取り組んでいる。 また、業務実績のモニタリングによるリスク等は、内部評価委員会の下部組織として新設した「業務推進・活性化委員会」の開催により、業務の目標、計画に対する達成状況と未達成の要因を把握・分析し、リスク低減措置を含む業務改善のための対応を実施している。</p>	A	
<p>③政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において、評価結果において言及されていないとされている内部統制事項に関する取組、評価(自動車事故対策機構1事項、空港周辺整備機構4事項、高速道路機構3事項)</p>	<p>③ 該当なし</p>		
<p>④内部統制の充実・強化に向けた法人における積極的な取組(あれば記載)</p>	<p>④ 内部評価委員会の充実・強化のため、規程改正を行っており、その下部組織に「業務推進・活性化委員会」を新設している。その委員会で中期計画等に対する業務実績のモニタリング結果に基づき、各部署の業務のクロスチェックを実施している。 職員の倫理・コンプライアンス教育のため、「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、職員研修等に活用を開始している。</p>		

<p>○関連法人 ①委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等</p> <p>②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性</p>	<p>① 該当なし</p>	<p>-</p>	
<p>○業務改善のための役職員のイニシアティブ等 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブ(あれば記載)</p>	<p>② 該当なし</p> <p>内部統制の充実・強化が求められる中、従来からの監査・調査の仕組みの連携をするため、内部評価委員会の強化を図っている。</p>		<p>A</p>
<p>○個別法人 ①政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において個別意見があった事項(6法人7事項)への対応状況(当該法人のみ)</p> <p>②政独委から発出された勧告の方向性で22年度において(22年度までにを含む)取り組むこととされている事項についての取組状況(空港周辺整備機構)</p> <p>③平成21年度決算検査報告において「不当事項」又は「意見を表示し又は措置を要求した事項」として指摘された事項がある場合、当該事項が業務実績評価に及ぼす影響並びに是正措置及び再発防止のための取組の状況(都市再生機構)</p>	<p>① 該当なし</p>	<p>-</p>	
<p>② 該当なし</p>	<p>② 該当なし</p>		
<p>③ 該当なし</p>	<p>③ 該当なし</p>		